

自転車対策事業について

事業の概要

第2次熊本市自転車利用環境整備基本計画、同実施計画に基づき、走行空間の新たな整備や現状の道路幅員内で断面の再配分を行い、自転車走行空間を確保する整備等を進めています。また、放置自転車対策として、中心部等を即時撤去が可能な自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車の指導・撤去を行うことにより、放置自転車のない良好な生活環境づくりを進めています。

主要事業

自転車専用通行帯等整備、通行区分明示(ピクト整備)、自転車道等の整備(新規整備道路)、自転車歩行者専用道路の整備(白川ちゃりんぼみち)、交差点内の自転車事故防止対策、自転車放置禁止区域における放置自転車の指導・撤去、民間事業者への短時間無料制度補助、市営駐輪場の運営管理

自転車専用通行帯(学園大通り)



自転車放置禁止区域の指定



地籍調査事業について

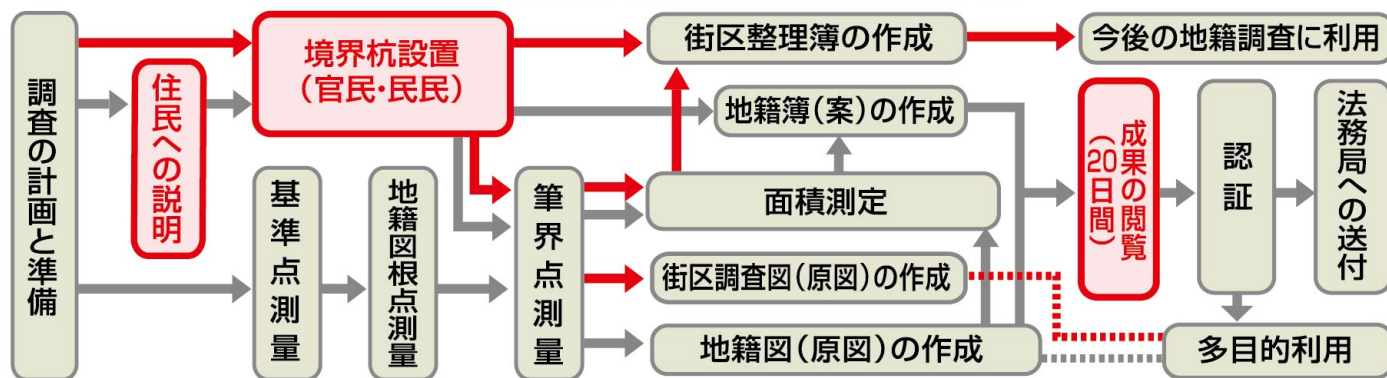
事業の概要

本市では、国土調査法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するために、地籍の明確化を図ることを目的として、現状の地形と一致した復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成しています。その成果は、まちづくりの施策、公共事業等の土地に対する基礎資料として、多目的に活用しています。

主要事業

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査事業、都市部において、道路、水路等の官民境界のみを地籍調査に先行して行う都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)

《地籍調査・官民境界等先行調査の作業と手順》



の作業が、土地所有者の皆様にご協力をお願いするところです。 → は官民境界等先行調査の流れ → は地籍調査の流れ